東京海上日動あんしん生命

2021年1月改定

家計保障定期保険NEO［無配当］

就業不能保障特約 付加

家計保障定期保険（無解約返戻金型）就業不能保障特約 付加

主な特長

- **死亡・高度障害に加えて、就業不能の保障として、毎月の給付金を一定期間お受け取りいただけます。**
  - ・主契約は、保険金のお受取方法として、保険金の一時支払等を選択することもできます。
- **喫煙状況・体格（BMI）・血圧値が所定の基準を満たす場合、割安な保険料率を適用できます。**
- **就業不能となった場合や特定疾病で所定の治療を受けた場合、将来の保険料のお払込みを不要にできます。**
  - ・悪性新生物と初めて診断確定された場合や、心疾患・脳血管疾患で所定の手術または継続20日以上の入院治療を受けた場合、将来の保険料のお払込みを不要にできます。（特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病・就業不能保険料払込免除特則）

商品の仕組み

（主契約：基準給付金月額 20万円、特約：特約の型 Ⅲ型、給付金月額 10万円、給付金支払期間 保険期間満了日までの場合）

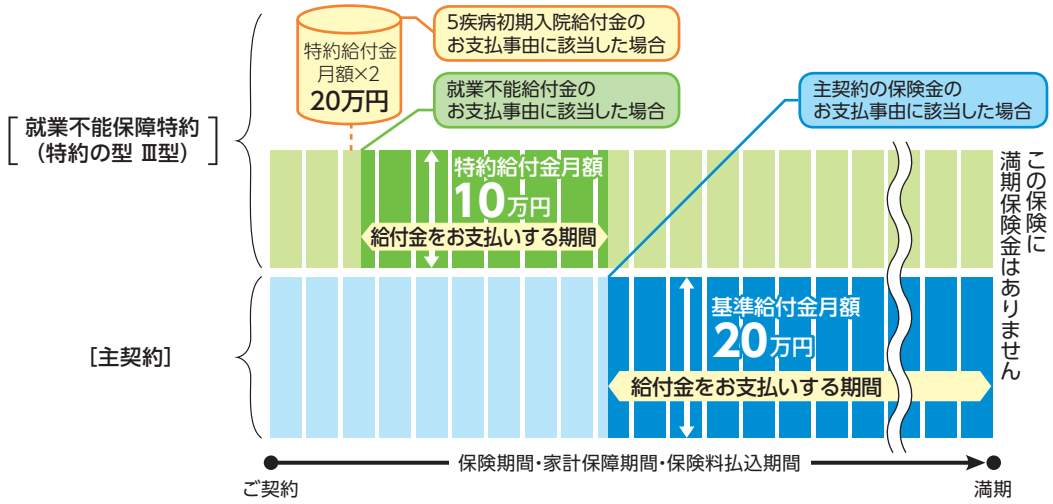

（注）主契約の保険金のお支払事由に該当した日以後は、特約給付金はお支払いの対象となりません。

就業不能保障特約は、お客様のニーズにあわせて、3つの型（プラン）から保障範囲をお選びいただけます。

（○：お支払いの対象、－：お支払いの対象外）

特約の型（プラン）	給付金の種類		就業不能給付金の対象とする状態		
	就業不能給付金	5疾病初期入院給付金	所定の障害状態	介護が必要な所定の状態	5疾病による入院・在宅療養状態
Ⅰ型（障害・介護保障プラン）	○	－	○	○	－
Ⅱ型（5疾病保障プラン）	○	○	－	－	○
Ⅲ型（5疾病・障害・介護保障プラン）	○	○	○	○	○

（注）5疾病とは、悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全をいいます。

また、就業不能一時金特約を付加することにより、一時金の保障を上乗せできます。

主なお取扱い

（お取扱範囲はご契約内容等によって異なります。）

ご契約年齢	15歳～70歳	解約返戻金	保険料払込期間中の解約返戻金はありません。
保険期間	10年～50年かつ満了時年齢40歳～80歳（ご契約の更新はありません。）	契約者配当	ありません。
保険料払込期間	全期払/短期払	給付金月額	5万円～100万円（主契約は一時金ベースで7億円まで可） 特約給付金月額の限度は給付金支払期間等によって異なります。
給付金支払期間（特約）	2年、5年、保険期間の満了日まで	最低支払保証期間（主契約・特約 共通）	2年、5年

（注）主契約の給付金支払期間（家計保障期間）は保険期間と同一です。

保障の概要

特約・特則はご契約に付加した場合のみ対象となります。

	保障の種類	お支払いする場合（お支払事由）	お支払額
主契約	死亡保険金	死亡したとき	①月払給付 基準給付金月額 （注）家計保障期間満了日まで毎月お支払いします。 ②一時支払 お支払事由に該当した時点の保険金額
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき	
特約	就業不能保障特約	〈就業不能給付金〉 選択された特約の型に応じた給付金のお支払事由（※1）に該当したとき	（月払給付） 特約給付金月額 （注）給付金支払期間満了日まで毎月お支払いします（※2）。
		〈5疾病初期入院給付金〉 5疾病（※3）で入院したとき	特約給付金月額 × 2 （注）お支払いの限度は保険期間を通じて1回のみ
	就業不能一時金特約	選択された特約の型に応じた一時金のお支払事由（※1）に該当したとき	就業不能一時金額 （注）お支払いの限度は保険期間を通じて1回のみ
	リビング・ニーズ特約	余命が6か月以内と判断されるときに特定状態保険金をお支払いします。	
	指定代理請求特約	被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の代理請求を行うことができます。	

（※1）特約の型（I型～Ⅲ型）に応じた給付金・一時金のお支払事由は次のとおりです。（○：お支払いの対象、－：お支払いの対象外）

対象となる状態	給付金・一時金のお支払事由	I型	Ⅱ型	Ⅲ型
障害状態	①国民年金法の障害等級1～2級と認定されたとき （注）精神の障害を原因として2級に該当した場合を除きます。 ②身体障害者福祉法の障害級別1～3級までの身体障害者手帳の交付があったとき ③所定の特定生活障害状態に該当したとき	○	－	○
介護が必要な状態	①公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき ②所定の要介護状態が180日を超えて継続したと診断されたとき	○	－	○
5疾病による入院・在宅療養状態	5疾病（※3）による所定の入院・在宅療養状態が60日を超えて継続したと診断されたとき	－	○	○

（※2）主契約の保険金支払事由に該当した日以後は、給付金のお支払いの対象となりません。
（※3）5疾病とは、悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全をいいます。

次のいずれかに該当した場合、将来の保険料のお払込みは不要です。（I型の場合、②はご希望により対象に追加できます。）
①就業不能給付金のお支払事由に該当した場合
②悪性新生物と診断確定された場合や、心疾患・脳血管疾患で所定の手術または継続20日以上の入院治療を受けた場合

ご注意事項

- この保険に付加される特約（I型の場合を除きます。）・特則には、悪性新生物に関して90日の不担保期間があります。
- 死亡保険金および高度障害保険金は、重複してはお支払いしません。
- 主契約の保険金の受取総額は、お支払事由に該当した時期やお受取方法等によって異なります。
- 就業不能給付金について、お支払事由に該当した日から保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たないときは、最低支払保証期間を通じて毎月給付金をお支払いします。
- 特定生活障害状態とは、国民年金法の障害等級1～2級相当の身体機能の障害、1級相当の精神障害その他所定の病状で、回復の見込みがない所定の状態をいいます。
- 要介護状態とは、常時寝たきりまたは器質性認知症により、約款所定の条件を満たす介護が必要な状態をいいます。
- 在宅療養とは、医師の指示により業務に従事せず、自宅等において治療に専念していることをいいます。
- 国民年金法・身体障害者福祉法・公的介護保険制度・公的医療保険制度等の改正や医療技術・医療環境の変化により、給付金・一時金のお支払事由または保険料払込みの免除事由を変更することがあります。
- リビング・ニーズ特約のご請求額は、ご請求日の6か月後の主契約の保険金額以内かつ同一被保険者につき3,000万円以内とします。
- 被保険者の年齢・ご職業・他の保険のご加入金額等によっては、保険金額の上限までご加入いただけないことがあります。

- この資料は、商品パンフレット、「重要事項説明書（契約概要／注意喚起情報）」の補助資料であり、お支払事由や制限事項等のすべてを記載したものではありません。
- この保険のご検討およびご契約の際には、商品パンフレット、「重要事項説明書（契約概要／注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- お客様向けサービスの内容については、「各種サービスのご案内」等をご参照ください。

<取扱者・代理店>

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

TOKIO MARINE NICHIDO

東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005
https://www.tmn-anshin.co.jp/

<生命保険についてのご相談・お問い合わせは>
あんしん生命 カスタマーセンター
0120-016-234
受付時間 平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00
（日曜・祝日・年末年始を除きます。）

募資2008-KR06-016 C76-10176（1） 改定202010